

1 学年部会組織

責任者

[illegible]

大田原市立紫塚小学校PTA会則

第1章 総 則

第1条 大田原市立紫塚小学校PTAと称する。

第2条 この会の事務所は、紫塚小学校内におく。

第3条 この会の会員は、本校に在籍する児童の保護者と本校に勤務する教職員とする。

第2章 目的及び事業

第4条 この会は、本校児童の正しい成長と幸福を願うため、学校・家庭・地域社会が緊密に連携し、学校教育に協力すると共に、会員相互の理解と親睦を深め、教養の向上を図ることを目的とする。

第5条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学校と家庭及び地域社会との連携を密にする事業。
- (2) 教育環境の整備に関する事業。
- (3) 会員相互の教養を高めるための事業。
- (4) 家庭教育の充実を図るための事業。
- (5) 児童の健康を向上させるための事業。
- (6) 児童の校外生活の指導に関する事業。
- (7) その他この会の目的達成に必要な事業。

第3章 役 員

第6条 この会の役員は、次の通りとする。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 監 事 2名
- (4) 書 記 2名
- (5) 会 計 2名
- (6) 庶 務 2名
- (7) 学年部 各部正副部長
- (8) 地区顧問 若干名
- (9) 顧 問 1名

第7条 役員の選出は、次の通りとする。

- (1) 会長・副会長・監事は、総会において選出する。
その候補者は、原則として別に定める規則による役員選考委員会によって、事前にこれを推薦する。
- (2) 書記・会計・庶務は、会員より会長が委嘱する。
- (3) 各学年部の正副部長は、会則第11条及び別に定める規則により、各学年部員の互選により選出された者に、会長が委嘱する。
- (4) 地区顧問は、本校学区内に存する各子供会育成会から推薦された者に、会長が依嘱する。
- (5) 顧問は、原則として別に定める規則による役員選考委員会から前PTA会長を推薦された場合に、会長が委嘱する。

2 役員及び学年部理事（監事）は、他の役員及び学年部理事（役員）を兼務できない。

第8条 役員の任期は、原則として別に定める規則による。

第9条 役員の任務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、この会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その代理をする。
- (3) 監事は、この会の会計監査にあたる。
- (4) 書記・会計・庶務は、この会の事務にあたる。
- (5) 各学年部の部長は、その部を総括する。副部長は、その部の部長を補佐し、部長事故あるときは、その代理をする。
- (6) 地区顧問は、この会と本校学区内に存する各子供会育成会との連絡調整にあたるため、理事会に出席し発言することができる。但し、議決権はないものとする。
- (7) 顧問は、必要に応じて総務会に出席し、助言をすることができる。但し、議決権はないものとする。

第4章 会 議

第10条 この会の会議は、次の通りとする。

- (1) 総会は、毎年1回会長が全会員を招集し、事業計画及び予算の審議、役員の改選、会則の改正、その他重要な事項を審議決定する。但し、理事会又は総務会が必要と認めたときは臨時に開くことができる。
 - (2) 理事会は、正副会長・書記・会計・学年部正副会長・地区顧問・校長・教頭によって構成し総会に次ぐ議決機関で、この会の企画運営について審議決定し、必要に応じて会長が招集する。
 - (3) 総務会は、正副会長・書記・会計・庶務・校長・教頭で構成し、総会及び理事会に次ぐ議決機関で特に緊急を要するものについて審議決定し、必要に応じて会長が招集する。
- 2 各学年部の部会は、必要に応じて各々の部長が招集する。

第5章 学 年 部

第11条 学年部には、各学年部の6部を置く。各学年部は、各学年の行事とこの会の目的を達成するための事業を行う。

- (1) 各学年部は、それぞれの学年に所属する会員をもって構成する。
 - (2) 各学年部に役員として、部長1名・副部長2名をおく。
 - (3) 各学年部の連絡調整のため、学年部連絡協議会をおくことができる。
- 1 各学年部は、学年理事として5名程度（5名以上8名以内）、別に定める規則により選出する。その任期は、原則として別に定める規則による。
- 但し、次年度の学年理事の人数については、その年度内のPTA理事会において、PTA総務および各学年部長の承認を得られる場合においては、人数の変更を行うことができる。

第12条 各学年部の任務は、次の通りとする。

- (1) 各学年部は、各学年の行事と横の連絡調整につとめる。
- (2) 一学年は、家庭教育の充実を図るための事業を行う。
- (3) 二学年は、児童の保健・体育の振興に寄与する事業及び会員の親睦を図る事業を行う。
- (4) 三学年は、会員の教養向上のための事業を行う。
- (5) 四学年は、教育環境の整備に関する事業を行う。
- (6) 五学年は、児童の校外生活に関する事業を行う。
- (7) 六学年は、学校・家庭・地域社会との連携を密にする事業を行う。

第6章 広 報 部

第13条 広報部は、PTA新聞などの企画・編集・発行などの広報活動を行う。

- (1) 広報部は、正副会長・書記・教職員をもって構成する。
- (2) 広報部は、連絡調整のため広報部連絡協議会をおくことができる。

第7章 会 計

第14条 この会の経費は、会費・寄付金及びその他収入を以てこれにあてる。

第15条 この会の会費は、年額4,800円とする。但し、全納又は分納することができる。

第16条 この会の経費は、総会で議決された予算に基づいて行われる。使途を振り替えて使用する場合は、理事会の承認を必要とする。

第17条 この会の決算は、会計監査を経て、総会において報告されなければならない。

第18条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

- 1 この会に、会則及び次の帳簿を備える。
会員名簿・役員名簿・会議録・会計簿・会費徴収簿・その他必要な帳簿。
- 2 この会則は、総会において出席会員の3分の2以上の賛同がなければ改正することができない。
- 3 この会の会則は、昭和32年4月14日から施行する。
 - (1) 昭和33年5月6日 会則一部改正
 - (2) 以後16回会則一部改正
 - (3) 平成9年4月19日 会則一部改正
 - (4) 平成16年3月24日 会則一部改正 平成16年4月1日から施行する。
 - (5) 平成29年3月23日 会則一部改正 平成29年4月1日から施行する。
 - (6) 平成31年3月20日 会則一部改正 平成31年4月1日から施行する。